

令和7年度 魚沼市奨学生募集要項

学業意欲が高いにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

1 採用予定人数 40人程度

2 申込資格

(1) 魚沼市に1年以上前から住所を有する保護者の子どもとし、次の各号の国内の学校等に進学を希望又は在学している方。

- ① 大学、短期大学（学校教育法に定めるもの。）
- ② 専修学校専門課程（学校教育法に定める、修業年数2年以上の学校に限る。）
- ③ 高等学校、中等教育学校（後期）、高等専門学校（以下「高等学校等」という。）
- ④ その他、市長が認める学校等

(2) 大学、短期大学及び専修学校への進学を希望の方は、高等学校等における第1学年から第3学年の2学期まで（前・後期制の場合は、前期まで）の学習成績の評定において、全履修科目の平均値が3.0（5段階評価）以上であること。（高等学校卒業程度認定試験合格者は除く。）

大学、短期大学、専修学校に在学している方は、申請時までの在学校の成績で、良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

なお、大学、短期大学、専修学校に在学している方で、在学校の成績証明が得られない場合は、卒業した高等学校等の在学時の学習成績の評定において、全履修科目にの平均値が3.0（5段階評価）以上であること。

(3) 本人（奨学生）と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が、別紙「奨学生申込資格に関する所得基準」別表1の所得基準額以下であること。

(4) 日本学生支援機構第一種（無利息）（※）、新潟県及び他の公共団体の奨学金の予約奨学生として採用決定されていない方及び同団体等の奨学金を現に受けていない方。

(5) 「魚沼市ふるさと回帰育英奨学金」と「魚沼市医師等修学資金」の奨学生として採用決定されていない方及び奨学金を現に受けていない方。

※(4)、(5)において、申込時期が重なるものについての重複申込はやむを得ないが、どちらも採用決定された場合は、いずれか一方を辞退すること。

（※）第二種奨学金(利息付)は魚沼市奨学金と重複しての借入れが可能です。

3 奨学金の貸与月額及び利息

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 大学、短期大学、専修学校 | 50,000円（無利息） |
| (2) 高等学校等 | 20,000円（ 〃 ） |

4 貸与期間

令和7年4月から、入学した学校等の最短修業年限とする。

5 提出する書類

(1) 魚沼市奨学金貸与申請書（様式第1号）

(2) 成績証明書（本人開封無効）（※「2 申込資格（2）」を参照）

※高校3年生が申請する場合は、第3学年の2学期までの成績証明書が必要です。

高等学校等へ進学又は在学の場合は不要。

高等学校卒業程度認定試験（旧大検）合格者は、合格成績証明書（科目免除を受けている場合は、免除を受けた科目の成績証明書）

(3) 住民票謄本（世帯員全員が記載されているもの。続柄必要、本籍表示不要。）

※市民課（本庁舎1階）、北部事務所、北部事務所入広瀬分室の窓口で発行します。発行手数料1通300円と窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

(4) 所得額等証明書（本人と生計を一にする世帯員のうち証明を得られる全員のもの）

別紙1「所得額等証明書」に必要事項を記入の上、下記各窓口で証明を受けてください。

※税務課（本庁舎1階）、北部事務所、北部事務所入広瀬分室の窓口で発行します。発行手数料1通300円と窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

保護者が単身赴任等で魚沼市の証明が得られない場合は、別にその保護者の所得を証明する書類が必要になります。

（注）令和6年1月以降に新たに就職又は転職した場合は、令和6年分の「給与等支払（見込）額証明書」（別紙3）をあわせて提出してください。

(5) 卒業証明書又は卒業見込証明書（大学等に在学中の場合は在学証明書）

(6) 控除額算出表（別紙2）（該当のある場合）

※高等学校の(2)成績証明書及び(5)卒業見込証明書については、学校所定の「調査書」の提出に代えていただいても構いません。ただし、第3学年の2学期までの成績が記載されていることと、令和7年3月に卒業見込みであることが記載されている必要があります。

6 申込期間

令和7年1月20日（月）まで

7 提出先

教育委員会事務局 学校教育課（本庁舎3階）に提出してください。

8 貸与の内定

(1) 2月末までに内定し通知します。

(2) 申請者が多数の場合は、申込有資格者の中から、認定所得金額を世帯員数で除した値の少ない方を上位として採用していきます。よって、申込資格をすべて満たしていても、採用にならない場合もあります。

(3) 本人の兄弟姉妹が魚沼市奨学金（旧町村貸与分を含む）返還金に滞納がある場合、採用できませんので注意してください。

9 貸与の決定

(1) 内定者は、3月19日（水）までに合格通知書または入学許可通知の写しを提出してください。

(2) 3月末までに貸与決定通知を送付します。

- (3) 他団体の奨学金貸与（2申込資格(4)、(5)）が決定した場合や進学を断念される場合は、速やかに連絡をお願いします。

10 借用証書の提出と連帯保証人

奨学金貸与を受ける際に、「**奨学金借用証書**」を提出していただきます。本人及び連帯保証人2人の自署と、連帯保証人は実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

連帯保証人のうち1人は保護者とし、他の1人は、原則として魚沼市内に住所を有し、連帯保証人である保護者と世帯を別にし、独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する65歳未満の方とします。

必要な書類については、貸与決定通知時に提出のお知らせを同封します。

11 奨学金の貸与時期

入学後（在學生は進級後）に学校から発行される在学証明書等を提出いただき、貸与を開始します。

毎月25日に指定口座に振り込みます。ただし、4月分は5月分とあわせて5月25日に貸与します。（金融機関の休日にあたる場合は、直前の営業日）

12 奨学金の返還について

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

返還は貸与終了年の12月から開始されます。返還方法は「**年賦（12月返還）**」と「**半年賦（6月と12月返還）**」があり、貸与終了後、いずれかを選択します。返還年数は**10年間**とします。

ただし、途中退学した場合は、原則として直ちに一括で返還していただきます。

返還参考例

■4年制大学で4年間貸与を受ける方の場合

※返還年数10年

貸与月額	50,000円	貸与総額	2,400,000円	半年賦 6・12月	120,000円/1回（返還回数20回）
				年賦 12月	240,000円/1回（返還回数10回）

■高等学校等で3年間貸与を受ける方の場合

※返還年数10年

貸与月額	20,000円	貸与総額	720,000円	半年賦 6・12月	36,000円/1回（返還回数20回）
				年賦 12月	72,000円/1回（返還回数10回）

13 問い合わせ先

〒946-8601 魚沼市小出島910番地（本庁舎3階）

魚沼市教育委員会事務局 学校教育課 奨学金担当

電話：(025)793-7452 FAX：(025)792-1261

E-mail gakkokvoiku@city.uonuma.lg.jp